

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第366回本審議会議事録

### 1 日 時

令和7年8月21日（木）11時2分～11時22分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出 席 者

（公益代表委員）

衣笠委員、森委員、表田委員、岸本委員、北川委員、村上委員

（労働者代表委員）

大川委員、狼谷委員、澤谷委員、清水委員、土井（沙）委員

（使用者代表委員）

北鳶委員、柴田委員、中村委員、平岡委員

（事務局）

高橋局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、中筋主任賃金指導官、森内賃金指導官、

本多賃金指導官、福井監察監督官、藏本最低賃金係長

### 4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

（3）その他

(開会 11時2分)

### 中筋主任

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第366回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員4名、計15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告いたします。

なお、労働者側委員の上森委員と使用者側委員の土井玲子委員、實松委員につきましては、本日、所用のため御欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行のほうをよろしくお願ひいたします。

### 衣笠会長

皆様、御多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の大坂府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告についてに入ります。

まず、専門部会の審議期間中に答申があった中央最低賃金審議会の目安について、事務局から説明をお願いします。

### 柴田課長

説明いたします。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について報告いたします。

令和7年8月4日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、令和7年度の各都道府県の引上げ額の目安につきましては、Aランク、Bランクは63円、Cランクは64円という結果で取りまとめられました。

また、以上につきまして、8月4日、中央最低賃金審議会において答申され、決定をしたところでございます。

以上です。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会の審議結果について、事務局から説明をお願いします。

### 柴田課長

それでは、ただいまから大阪府最低賃金の決定に関する報告書をお配りいたします。

ただいまお配りしました報告書を御覧いただけますでしょうか。

報告書を読み上げさせていただきます。

令和7年8月19日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会 部会長 森詩恵

大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（同日閣議決定）に配意しつつ、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の支払能力」という3要素を踏まえて、慎重に調査審議を重ねたが、改正最低賃金額及び発効日について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益代表委員一任により、下記のとおりとする結論に達したため、ここに答申したことを報告する。

公益代表委員は、中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ十分ではない状況にあることを踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者などの処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、3要素のうち労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、労働者の賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年に続き高い水準となったこと、加えて、新規学卒者の初任給が大きく上昇していること、通常の事業の支払能力については、中小企業の業況判断がマイナス圏で推移していること、一方で、売上高経常利益率や従業員1人当たり付加価値額が安定的な数値で推移していること、以上を総合的に勘案し、改正金額を導いた。

効力発生日の在り方については、中央最低賃金審議会からの要望に応え、昨年に引き続き労使でさらなる議論を尽くしたが、現行制度の枠組みのままでは本審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であること、こうした地方審議会の議論の実態を踏まえ、中央最低賃金審議会において議論が行われ、一定の方針が示されるべきことを改めて確認した。

また、中央最低賃金審議会の議論において使用される調査資料、とりわけ賃金改定状況調査については、都道府県別で結果が公表されるべきこと、本審議会においては、専門部会の審議の精度を高めることに資する、より信頼性の高い調査資料が労働局から提供されるべきことを確認した。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を考慮し、関係省庁の連携した賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

#### 政府への要望

①賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金、中小企業省力化投資補助金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等をさらに充実させること。

②中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を着実に実行する

こと。

③①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと。

④価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行を踏まえて、さらなる取組の強化を図ること。

⑤いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進すること。

⑥上記の取組の措置状況について、本審議会において隨時報告すること。

大阪労働局への要望

①大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。

②支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること。

③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること。

④下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を強化し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと。

⑤上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること。

⑥以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において隨時報告すること。

記

大阪府最低賃金

1 適用する地域

大阪府の区域内

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間1,177円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年10月16日

以上でございます。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございましたが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(なし)

### 衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事（2）の大坂府最低賃金の改正決定についてに入ります。

先ほどの報告のとおり、本年度の大坂府最低賃金の改正決定につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の決議に関する了解事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議となりますので、既に当審議会として答申しているところではありますが、本日は、再度、局長へ直接答申いたします。

### 中筋主任

それでは、会長、局長、所定の場所への御移動をお願いいたします。

ただいまから撮影を許可いたしますので、取材の方々は近くへお越しください。

(会長から答申文を局長に手交する。)

### 中筋主任

それでは、撮影は終了させていただいてよろしいでしょうか。

会長、局長は席へお戻りください。

### 高橋局長

ただいま大阪府最低賃金につきまして御答申を頂戴いたしましたので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、例年ない長期間、長時間にわたる改定審議におきまして大変熱心な御議論をいただき、心から御礼を申し上げます。大阪労働局といたしましては、本答申の下、今後、異議申立てに係る公示など、所定の手続を進めさせていただく所存でございます。

また、併せて、最低賃金の周知徹底と履行確保につきましても、全力を挙げて取り組む所存でございます。

答申に併せて御要望をいただきました事項につきましても、関係省庁及び関連する団体等と連携の上、鋭意対応させていただきたいと存じておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、皆様に対する御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

ございました。

### **衣笠会長**

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から説明してください。

### **中筋主任**

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

8月19日付けで審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたしました。異議申出の締切日は9月3日水曜日となり、異議申出がございますと9月4日木曜日に大阪合同庁舎第4号館第2共用会議室にて開催予定の第367回総会におきまして異議申出について諮詢し、御審議をお願いすることとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

### **衣笠会長**

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

( なし )

### **衣笠会長**

ありがとうございます。

それでは、最後に、議事（3）のその他に入りますが、事務局から何かございますか。

### **柴田課長**

ございません。

### **衣笠会長**

分かりました。

そうしましたら、最後に、労働者を代表する委員、何かございますでしょうか。よろしいですか。

( なし )

### **衣笠会長**

使用者を代表する委員の皆さん、ございますか。よろしいですか。

( なし )

### **衣笠会長**

ありがとうございます。

事務局からも特にございませんか。

( な し )

### 衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

次回の総会は、異議申出があれば9月4日木曜日午後1時から大阪合同庁舎4号館2階第2共用会議室にて開催することといたします。

各委員の皆様には、大変暑い中、御苦労さまでした。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(閉会 11時22分)